○農林水産省令第十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項及び第七項並びに第八条第二項及び第六項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第三十条第三項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十四条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農薬取締法施行規則及び特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農薬取締法施行規則及び特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令

（農薬取締法施行規則の一部改正）

第一条　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（提出すべき資料） **第二条**　法第三条第二項の農林水産省令で定める資料は、次に掲げる資料とする。ただし、当該申請に係る農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。 一～八　（略） 九　生活環境動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績 十・十一　（略） ２　（略） （変更の登録の申請） **第十一条**　法第七条第一項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名。第十九条第二項第一号において同じ。）及び住所 二～四　（略） ２～４　（略） （再評価の実施期間） **第十三条**　法第八条第二項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間は、十五年とする。 （生産及び輸入数量等の報告義務） **第十八条**　農薬の製造者又は輸入者は、毎年十月十日までに、農薬の種類ごとに、その年の前年の十月からその年の九月までの期間における製造又は輸入数量、譲渡数量等及び当該期間に把握した当該農薬の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十四号により農林水産大臣に報告しなければならない。	（提出すべき資料） **第二条**　法第三条第二項の農林水産省令で定める資料は、次に掲げる資料とする。ただし、当該申請に係る農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。 一～八　（略） 九　水産動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績 十・十一　（略） ２　（略） （変更の登録の申請） **第十一条**　法第七条第一項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所 二～四　（略） ２～４　（略） （再評価の実施期間） **第十三条**　法第八条第二項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間は、概ね十五年とする。 （生産及び輸入数量等の報告義務） **第十八条**　農薬の製造者又は輸入者は、毎年十月十日までに、農薬の種類ごとに、その年の前年の十月からその年の九月までの期間における製造又は輸入数量、譲渡数量等及び当該期間に把握した当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十四号により農林水産大臣に報告しなければならない。